

議案第 4 号

職員等旅費条例の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の一部改正に準じ、鉄道賃の急行料金支給に係る距離要件の廃止、日当の廃止及び宿泊手当の新設、其他所要の規定の整備を行う必要があるため、この条例案を提出するものです。

職員等旅費条例の一部を改正する条例

職員等旅費条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>[削る]</p> <p><u>(旅費の種目及び内容)</u></p> <p>第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、 宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費とし、こ れらの内容については、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>[削る]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 この条例において「何級の職務」という場合は、一般職職員給与 条例（昭和32年熊取町条例第4号）第3条に規定する給料表による 当該級の職務をいう。</u></p> <p><u>(旅費の種類)</u></p> <p>第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊 料及び移転料とする。</u></p> <p><u>(旅行日数の計算)</u></p> <p>第8条 <u>旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を 除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上 の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く ほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては 200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1</u></p>

[削る]

[削る]

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（旅客鉄道株式会社航路を含む。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じた場合は、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(日当を異にする場合の計算)

第9条 1日の旅行において、日当の定額を異にする事由を生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

(旅行中の年度の経過又は職務の級の変更の場合の計算)

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため旅費を区分して計算する必要がある場合には最初の目的地に到達するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（旅客鉄道株式会社航路を含む。以下同じ。）旅行において支給し、その額は、旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車輛料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（町長が特に必要があると認める場合に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第9条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

2 急行料金は、つぎの各号の一に該当する場合に支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 特別車両料金は、町長等が、特別車両料金を徴収する客車を運行するものによる旅行をする場合に支給する。

4 座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第12条 船賃は、水路旅行において支給し、その額は、つぎの各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び特別船室料金（このものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（町長が特に必要があると認める場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、つぎに規定する運賃
 - ア 町長等については、上級の運賃
 - イ その他の職員については、最も標準的な等級（最も定員数の多い等級）の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 町長等が前号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴収するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃のほか、特別船室料金

(航空賃)

第13条 航空賃は、町長が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合に、航空機の利用を認めるときに限り支給し、その額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行において支給し、その額は、現に支払った運賃による。

- (1) バスを利用する移動に要する運賃
- (2) タクシーを利用する移動に要する運賃
- (3) ハイヤーの賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊手当)

第12条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して、2,400円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を超えない範囲内とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

[削る]

(日当)

第15条 日当は、出張中の日数に応じ、1日当りの定額により支給し、その額は、別表第1に定めるところによる。ただし、大阪府内並びに和歌山県内のうち和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市及び伊都郡に出張したときは日当を支給しない。

(宿泊料)

第16条 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給し、その額は、別表第1に定めるところによる。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(移転料)

第16条の2 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(転居費)

第15条 転任を命ぜられた職員であって、勤務地への赴任に伴い転居（同一都道府県の区域内におけるものを除く。）を要すると町長が認めた場合は、職員に対して転居に要する転居費を支給する。

2 転居費の額は、転居の実態を勘案して、次に掲げる方法により算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者

する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

[新設]

[新設]

に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 転居をする職員が宅配便又は自家用自動車、レンタカー（道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車をいう。）その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

3 前項の算定に当たっては、町費による支給が適当でない費用として町長が定めるものを除くものとする。

4 転居をする職員又は当該職員の家族が他から転居に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前3項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（家族移転費）

第16条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の合計額に相当する額

[新設]

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

[削る]

第17条・第18条 (略)

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

2 (略)

(随行旅費)

第20条 (略)

(日額旅費)

第17条 常時出張する必要がある職員において特別の事情があると認められた職員については、第6条に掲げる旅費に代え、町長が定める日額旅費を支給する。

2 前項の日額旅費の額は、第6条に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

第18条・第19条 (略)

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職相当の_____旅費とする。

2 (略)

(随行旅費)

第21条 (略)

[削る]

(外国旅行の旅費)

第21条 外国旅行の旅費については、別表第1の区分に応じて国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて支給する。ただし、支給する旅費の種目は第6条に定められたものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費は、現に支払い、又は支払うこととなる額を超えて支給することはできない。

(委任)

第23条 (略)

[削る]

(研修等の旅費)

第22条 研修、講習、訓練その他これらに類する目的のため出張する場合は、町長は、当該出張の性質に応じ、その旅費額を減じて支給することができる。

(外国旅行の旅費)

第23条 外国旅行の旅費については、別表第3の区分に応じて国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて支給する。ただし、支給する旅費の種類は第6条に定められたものとする。

[新設]

(委任)

第24条 (略)

別表第1 (第15条・第16条関係)

日当及び宿泊料

<u>区分</u>	<u>日当 (1日につき)</u>	<u>宿泊料 (1夜につき)</u>
<u>町長等</u>	円 3,000	円 15,000
<u>7級から4級の職務にある者</u>	2,300	13,000
<u>3級から1級の職務に</u>	1,800	13,000

[削る]

別表第1 (第21条関係)

区分	摘要
特別職	国家公務員の指定職にあたる者の外国旅費
一般職	国家公務員の <u>10級以下</u> の職務にあたる者の外国旅費

ある者

備考

三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県（和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市及び伊都郡を除く。）への日帰り出張の日当は、本表の区分においていずれも900円とする。

別表第2 (第16条の2関係)

路程50km未満	路程50km以上100km未満	路程100km以上300km未満	路程300km以上500km未満	路程500km以上1,000km未満	路程1,000km以上1,500km未満	路程1,500km以上2,000km未満	路程2,000km以上
107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

別表第3 (第23条関係)

区分	摘要
町長等	国家公務員の指定職にあたる者の外国旅費
<u>7級から4級の職務</u> にある者	国家公務員の <u>7級</u> の職務にあたる者の外国旅費
<u>3級から1級の職務</u> にある者	国家公務員の <u>3級</u> の職務にあたる者の外国旅費

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員等旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

第3条 新条例第19条の規定は、施行日以後に死亡した場合について適用し、施行日前に死亡した場合は、なお従前の例による。

(非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正)

第4条 非常勤特別職職員報酬等条例（昭和60年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
教育委員会	委員	年額 200,000円	職員等旅費条例	教育委員会	委員	年額 200,000円	職員等旅費条例
(中略)			(昭和48年条例第	(中略)			(昭和48年条例第

<p>学校医（内科）</p>	<p>内科健診 (1) 基本報酬 1人1校当たり年額 <u>240,500</u> 円（小学校） 年額 <u>214,500</u>円 （中学校） (2) 人数割報酬 <u>100</u>円に健診人数を乗じて得た額</p>	<p>6号) 別表に掲げる特別職の旅費相当額</p>	<p>学校医（内科）</p>	<p>内科健診 (1) 基本報酬 1人1校当たり年額 <u>190,000</u> 円 (2) 人数割報酬 <u>50</u>円に健診人数を乗じて得た額 水泳前健診1回当たり額 <u>11,000</u>円 就学时健診1回当たり額 <u>23,000</u>円 持久走前健診1回当たり額 <u>11,000</u>円</p>	<p>6号) 別表の町長の職にある者の旅費相当額</p>
----------------	---	----------------------------	----------------	---	------------------------------

学校医（眼科）	眼科健診 （１）基本報酬 １人１校当たり 年額 <u>71,500円</u> （２）人数割報酬 <u>100円</u> に健診 人数を乗じて得 た額
学校医（耳鼻咽喉科）	耳鼻咽喉科健診 （１）基本報酬 １人１校当たり 年額 <u>71,500円</u> （２）人数割報酬 <u>100円</u> に健診 人数を乗じて得 た額
学校歯科医	歯科健診 （１）基本報酬 １人１校当たり 年額 <u>220,400円</u> <u>（小学校）</u> 年額 <u>197,200円</u> <u>（中学校）</u>

学校医（眼科）	眼科健診 （１）基本報酬 １人１校当たり 年額 <u>64,000円</u> （２）人数割報酬 <u>50円</u> に健診 人数を乗じて得 た額
学校医（耳鼻咽喉科）	耳鼻咽喉科健診 （１）基本報酬 １人１校当たり 年額 <u>64,000円</u> （２）人数割報酬 <u>50円</u> に健診 人数を乗じて得 た額
学校歯科医	歯科健診 （１）基本報酬 １人１校当たり 年額 <u>190,000円</u> _____ _____ _____

		(2) 人数割報酬 100円に健診人数を乗じて得た額	
学校薬剤師		1人1校当たり年額 84,000円	
(中略)			
社会教育指導員		月額 108,000円	一般職の旅費相当額
消防団	団長	年額 110,000円	特別職の旅費相当額
	副団長	年額 90,000円	
	分団長	年額 80,000円	一般職の旅費相当額
	副分団長	年額 73,000円	
	分団部長	年額 66,000円	
	分団班長	年額 59,000円	
	団員	年額 53,000円	

備考 (略)

		(2) 人数割報酬 50円に健診人数を乗じて得た額	
		就学时健診1回当たり額 23,000円	
学校薬剤師		1人1校当たり年額 79,000円	
(中略)			
社会教育指導員		月額 108,000円	3級から1級の職にある者の旅費相当額
消防団	団長	年額 110,000円	町長の職にある者の旅費相当額
	副団長	年額 90,000円	
	分団長	年額 80,000円	7級から4級の職にある者の旅費相当額
	副分団長	年額 73,000円	
	分団部長	年額 66,000円	3級から1級の職にある者の旅費相当額
	分団班長	年額 59,000円	
	団員	年額 53,000円	

備考 (略)

第5条 議会議員報酬条例（昭和40年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員等旅費条例（昭和48年条例第6号）<u>に規定する特別職の例による。</u></p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員等旅費条例（昭和48年条例第6号）<u>中、町長に支給する旅費の例による。</u></p>